

平成27年12月中川村議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月8日（火） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

8番 大原孝芳

- (1) 合併せず自立の村づくりをしてきた今日までの検証と今後の課題について
- (2) 議会開催の住民懇談会に出された意見について

1番 高橋昭夫

- (1) 曾我村長の政治姿勢について

2番 湯澤賢一

- (1) ふるさと納税制度の功罪について
- (2) 地方創生総合戦略 まち・ひと・しごと総合戦略から見えてくるもの

4番 鈴木絹子

- (1) 情報通信技術（ICT）を活用した確かな学力育成事業について
- (2) 保育所の保育要望について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成27年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年12月8日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
8番 大原孝芳議員。
- 8番 (大原 孝芳) 私は2問の質問をいたします。
まず、最初に合併せず自立の村づくりをした今日までの検証と今後の課題について質問をしたいと思えます。
まず、村長からいろんな答えをいただく前に、私は、当時、平成14～15年ごろ、つまり、もう12～13年前から合併論議が行われ、最後は住民投票によって合併しないと、そういった過程について少し述べたいと思えます。
平成17年2月27日において、中川村、それから飯島町、駒ヶ根において住民投票が行われました。その結果は、皆さん御存じのとおり、中川村については合併をしたいという方が多くあり、また、飯島、駒ヶ根においては合併をしないという、そういった住民結果が出ました。それに向けて、最終的には合併をしないと、そういういきさつでございます。
私は、今回、こういった流れの中で、今日に至るまで、村民の皆さんから中川村は合併せずにしてよかった、あるいは合併すればよかったといったような具体的なお話をなかなか聞く機会がございました。
また、村において、住民懇談会、あるいは地方創生においても、いろんなアンケートをとる中で、今日までの、そういった合併論議についての設問を設けなかったために、住民がどのように今日まで合併問題について、10年間得た中で、考えてきたかということが、なかなか住民意識として、私は、なかなか理解していませんが、行政の皆さんについては、そういったことをお感じになっているかどうかは、ちょっとわかりませんが、私は、今日において、いろいろ、今回の地方創生においても、進めるに当たって、あの合併問題というのは、非常に、中川村の今日、存続していく中で大きな起点だったというふうに考えます。
また、今日、曾我村政が続いている一つの起点も、当然、自立をするということで、曾我村政が、ちょうどこととして10年数カ月たつわけでございますが、すべて原点はそこにあると考えます。

先だっても住民懇談会の折に、ある住民から曾我村政を議員の皆様どんなふうの評価するんですかっていうような質問がありました。当然、それに対して的確に答える議員はいません。私は、その方に述べたんですが、まず、そういったことを考えるには、合併問題に戻らないと、そういったことは語りませんよという意見を言いました。ゆえに、私は、住民が、現在、自立での思いがどのくらい強いということはずごく大事であり、また、それが今日の、また、これから将来に向かっての住民の意識改革、そういったことに起因するということで、今の質問を考えました。

そこで、村長に質問したいんですが、村長は、住民投票、あるいは反対住民、合併について反対の、当時から一住民としてかかわってきたと思います。

そこで、村長は、10年間、今日まで、そういう中で、どういう思いでやってきた、あるいは、その事業経過については、村長選も、その後、2度ありましたし、また、総合計画等で、そういった事業成果については検証する機会があったんですが、ちょうど10年という節目でございますので、村長は、そういったことを住民と、もう一度、今までの合併問題から今日まで、どういうことだったということをごすね、検証と私は言っているんですが、そういうことと気持ちを住民と共有することが非常に大事だと思うんですが、村長の現在のやってきたことについてと、その思いについて質問をしたいと思います。

○村長

合併につきましては、合併議論の後のことにつきましては、結果的に、あの当時は、合併しないと、もう村として立ち行かなくなる、破綻するというような、そういう客観的な情勢についても、そういうふう考えたほうが妥当なような雰囲気があったのかもしれませんが、結果的にはですね、そういう事態には至らず、逆に財政的にも健全化を図ることができたというふうなこと、それからまた、村民の皆さんも大変ふるさとの対する思い、愛情というのは深い方々ばかりですので、基本的に合併しなくてよかったなというふうに感じていらっしゃるのではないのかなというふうに感じるというよりも、確信するところでございます。

ただ、あの当時、いろいろ、そういう難しい状況の中でですね、いろんな方がいろいろ判断を迫られて、村のためにいろいろ動かれたということがあってですね、そのときに、いろいろ、その双方の動きの中に関係した方々っていうよりも、今、まだ多方面で、村の中でですね、活躍をいただいているというふうなこともあるし、私は、ちょっと、余り、こう、根掘り葉掘りといいますか、余りその辺のところをですね、再び検証するっていうのは、まだ、ちょっと早いのかなあというふうな気がして、もう少しみんな、余り、その辺のところは、ちょっとほわっとしておいて、それぞれの立場でですね、みんな村のために、もうしばらく——もうしばらくじゃないわ、これからも頑張ろうというふうな形、そういうことで続けていったほうがいいのかないのかなというふうなことを思います。

全体的には、いろんな立場の方、それぞれ、そのとき、いろんな判断をした方はいらっしゃると思いますが、その方々も含めて全員が、多分、今は合併しなくてもよかったなというふうに感じておられるというふうに感じているところでございます。

○8 番 (大原 孝芳) 村長は、住民は合併しなくてよかったというような思いでいらっしゃるんじゃないかっていうようなお考えで、私も、当時、議会にいましたので、現在はOBになっている方とお話したときに、その方は反対の立場に回ったんですが、合併しなくてよかったと言っていたいただいたもんですから、また、私も聞いて非常にうれしかったんですが、このところ、長野県で合併した地域につきましては、ちょうど同じ時期ですので、特例法の期限が平成17年の3月でございましたので、大体、今、ことしでみんな合併したところについても10年を迎えて、いろんな式典等がですね、新聞紙上で10周年といったような行事が多々行われています。私も社会教育員会を仰せつかっていますので、県内のいろんな地域の方とお行き会いする機会がございまして、その中に、特に合併した地域の皆さんからですね、お話がございまして、非常に、合併したことへの弊害っていうんですかね、そういうお話を聞く機会がございました。特に中心部の方ではなくてですね、対等合併にしても、つまり、小っちゃい私たちみたいなくらいの村とか、そういうところの方が、合併された方が、いろいろ、10年目を迎える中で、非常に、こんなはずじゃなかったといったような、そういうようなお話を聞く機会が本当に多いです。つまり、私は、中川村が本当に、今、合併しなくてよかったと本当に実感しているところでございますが、村長は、住民の方が、恐らく合併せずによかったというような思いでいるんですが、私としては、言葉としてですね、やっぱり言葉としても、いやあ、合併しなくてよかったなあっていうようなことをですね、本当に、こう、住民の声から聞きたいとかですね、そうやって今日を迎えていると、そういうような思いがあるもんですから、検証みたいなことを、私、言っているんでございますが、それで、特に、私は、天龍村とかですね、最近、天龍村から大草の夢クラブで^{ちゅうせし}餅子をつくっているおばあちゃんをお呼びしてですね、聞く機会がございまして、天竜村の、天龍村って最南端ですよ、もう浜松に近いところなんですけど、もう、お話を聞いていると、本当に、こう、何ていうんですかね、熱いんですよ、語りがね、っていうことは、それだけ、やっぱり危機感を持っているとかですね、私たちが、あの80代のおばあちゃんたちが頑張らないと、この村はなくなっちゃうようなね、本当にそういう思いが伝わってきます。それから、もう1人、私は、栄村の社会教育の皆さんとお話した機会がございました。その方たちもですね、やっぱり、もう、新潟県です。隣は、秋山郷は新潟県を通らないと入れないっていう、その方たちも、本当に、もう、熱い思いで、村の実情、また将来を語っていただいています。そういったふうに、この小さい村、私たちみたいな、まだ5,000人っていうのは、まだね、恵まれているほうかと思いますが、そうした方々の強い思いというものが、もしですね、中川村の村民たちも、そういったような思いに、もしね、私たちも頑張り、また、行政の皆さんも力を合わせて、そういう住民の意識改革にですね、上げるとすれば、私は、すばらしい、これから、多少人口が減るにしてもですね、非常に大きな力となって、将来、明るい中川村を次世代に渡していけると、そういうふうを考えています。

それで、2番目のほうに入っていきますが、つまり、私は、合併問題以降10年、曾

我村政が誕生してからのことを、何をやってきたか、それから、どういう思いで住民がその自立の道を歩いてきたかということを考えていくことは、ここ、地方創生が、今、始まったばかりで、いろいろメニューを考えて、10月にも総合戦略を出していただきましたが、これも、当然、時限立法みたいで、なくなりますよね、例えば5年間と言われてはいるんですが、当然、政権が変わったりすれば、どんどん変わっていく制度でございます。つまり、お金がなかったら、そこで断ち切れてしまう、あればやるとか、そういった次元ではなくてですね、やっぱり意識の高いところが残っていくと、私は、それは、もう、ここ10年間、見てもですね、ずっとそういう思いがしています。ですから、中川村が、やっぱり、そういう意識の高い村民の中でね、存続していくと、だから、そういうことがすごく大事だと思うんですね。だから、具体策っていうのは、当然、その中から生まれてくるものですから、例えば行政とか私たちがプレゼンして、だから動くんじゃないで、やっぱり住民の側からですね、こうしてほしい、ああしてほしいと、村長もいつも言われますが、そうしたことが、やっぱり、村のね、存続に必ずつながっていくと、そういう思いがでございます。

したがって、村長は、今、検証は、ちょっと時期尚早であるとか、そういうふうに言われるんですが、どこかでですね、やっぱり、そういう意識改革をするね、もし、その合併問題の検証がそれに、もし該当しないとか、尚早であるとすればですね、何かそういう住民の意識を高めるためのですね——ためというよりも、何かそういうようなことをですね、ことで何かやれば意識が高まるっていうことじゃないんですが、そういうようなことを何か考えざるを得ないんじゃないかっていうふうに思うんですが、ちょっと質問から少し外れているかもしれませんが、何かそういうようなことを、一緒にですね、議会と行政の皆さんとですね、一緒になって考えて、だから、やっぱり、私は、危機感っていうんですかね、この村が、前回は質問しましたが、人口問題についても、やっぱり意識がないとですね、何か、うちの村は大丈夫だよとかですね、今朝、NHKのニュースを見ていましたら、下条村が、全国、7時台のニュースですかね、下条村が全国版にばあんと、出生率2.0っていつてですね、やっていましたが、やっぱり、その何か意識があるところにですね、そういうような現象が生まれてくるっていうように私は考えますので、そこら辺、検証が、もし、そのこのそういう効果がないとしたらですね、何か一緒になって、その住民意識を高めるような方法っていうものを、どこかで模索していく必要があると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長

それでは、今までの経過等も含めながら、私のほうで、ちょっとお話のほうをさせていただきますけれども、先ほどもお話のあったとおり、平成17年2月27日に駒ヶ根市、飯島町との合併の是非を問う住民投票の結果、合併せずに自立の道を歩むことになりました。このときに、本来ならば平成17年から21年度までの5年間の第4次総合計画後期基本計画を平成16年度に作成するということでしたけれども、自立の道を歩むことが決定した後の平成17年度に策定しまして、その中で、財政運営を初め持続可能な村づくりのための各種政策が盛り込まれた平成18年度から平成21年度ま

での4年間の後期基本計画を立てています。これが自立の道を歩む第一歩でありました。

それから、その後、平成21年度には、平成22年から平成31年度までの現在の第5次総合計画、それから26年度までの前期基本計画を作成しておりますけれども、この際には、先ほど言った第4次総合計画の後期基本計画の成果の検証を踏まえて自立の道を歩むことを再認識しながら策定してきていると、また、このことは、昨年度の第5次総合計画後期基本計画の策定の際も同様であります。

それと、また、平成18年3月には、集中改革プランというのを立ててございます。また、その際、定員適正化計画というのを策定しております、計画的に行財政改革並びに職員数の削減、こういったことに努めて、自立の道を、より確かなもの伸してきたところであります。

現在、第5次総合計画後期基本計画、あるいは、先日、作成しました総合戦略に基づく施策をこれから推進していかなければいけないというところであります、大原議員のおっしゃるような検証を行うということになりますと、関係する皆さんの意見集約等にも時間が必要となります。何のために検証を行うのか、目的が、ちょっと、いまいち明確ではないのかなというふうに思われます。

それから、総合戦略につきましては、行政が主体的に進めるだけではなく、住民の皆さんも主体的に取り組んでいただかなければならないというものが多々ございます。そのためには、住民の意識を高めることが重要なことは十分理解しております。

村の総合戦略の目指すべき姿は、村の人口減少と、これに伴う地域経済の縮小の克服、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指し、第5次総合計画に示された将来像であります「一人ひとりの元気が活きる美しい村“中川”」を実現することでありまして、基本的な考え方は合致していると、また、先ほど述べたとおり、自立の道を歩み出した以降の総合計画、基本計画の検証を踏まえて、次の総合計画、基本計画を策定してきているということで、自立の村づくりから10年たって、これまでの経緯、事業の成果等の検証が必要というご意見には、この時期に行うというのには、ちょっと賛同いたしかねるかなあというところであります。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今、課長の答弁では、当然、自立の道を歩き出したっていうことであればですね、当然、行政としては、いろんな施策の中で乗り越えていくっていうことなんですが、私も、ちょっと感情的かもしれませんが、中川村の住民はですね、あの住民投票をやったときに、多くの方が合併をしたいって言ったんですよね。さっき言ったように、宮田は早くから離脱しましたから、っていうことは、私は、多くの住民が、つまり、さっき、村長、言われたように、そういう、あの当時のですね、国からも三位一体とか、それから西尾私案とかいって、どんどん攻められ、内堀を埋めてきてですね、それにしても合併せざるを得なかったかなっていうような状況の中での住民投票でっていうことも理解できるんですが、私は、そのときにですね、住民投票のときに、合併しなきゃしょうがないなって手を挙げた人たちが、賛成に回った人た

ちが、今、どういうお気持ち、さっきもね、どういうお気持ちでいるかっていうことが、私は、そういう方が、今、ああ、合併しなくてよかったって思っていたけるような、そういうふうに、私は10年間でなってきたと思うんです。それが一つ大事だということと、それから、行政の皆さんはですね、どんどん、もう、脈々と、今までのに乗って、そして自立持ちをやるんですが、例えば、その過去のことをですね、何も、あのとき何もなかったかのようにぱっと切りかえられるのは、それは、行政としてはそうなんです、私としてはですね、もう、今、思いはですね、あのときに、もし住民投票がなかったらですね、必ず合併していましたよ。なぜかと言いますと、私は議会にいましたからね、当時、合併、住民投票しないって言い出したのは中川村が言い出したんです。それで、議会は、もう、中川、飯島、駒ヶ根はですね、議会で決定しましょうと、つまり行政判断で決めましょうとやったんですよ。ですから、それで、中川で住民投票をやることになって、それで、後は、駒ヶ根、飯島についてはですね、中川がやるもので、これはやらざるを得なくなってしまうというのが状況だと思います。だから、私の思いとしてはですね、あのときは、もう、合併するっていうことはね、ほぼ決まっていた。ですから、協議会ができて、それから、あらゆるメニューがですね、例えば、当時、10年前ですから、今の課長たちも、当時は、例えば自分たちは駒ヶ根へ行かなきゃいけないとか、そんなことを思ったんじゃないでしょうかね、そういうようなことさえ、もう、非常に具体的なですね、計画案が出ていたんです。当時、携わった課長の皆さんもいらっしゃるかもしれませんがね。そういう中で、もう、自立の道を歩きましたから、過去は捨てましょうっていう、それはね、当然とまることはできない、住民サービスですからね、できませんが、しかし、私はね、それをね、どこかで1回ですね、やっぱり、この議上の場で16人の議員がいて、合併するっていうことをですね、決めようとしていたんですよ。だから、それに、簡単に、私としてはね、過去は過去でいいとっていう、もっとも、それは当然でしょうが、私はそういう思いがありますので、どこかでですね、現在と、あのときっていうのは何だったのかっていうことはですね、どこかで一度、議論して——議論っていうよりもですね、何か皆さんの記憶でもいいし、住民の中でもですね、何か残しておいてほしいなど、私、あの当時の議会日より、あるいは広報をですね、こう、ひもといて見ていたんですがね、まあ、ぜひ、どうも、私は、住民の皆さんにね、見てほしいんですが、あの当時ね、どういう、何が起きていたかとね、ということね、私は、住民の皆さんにね、ぜひ、また、思い起こしていただきたいと、それを踏まえて、これから少子化、高齢化に向かってね、中川村として、必ずしや頑張っていこうと、この村をずっと未来永劫守っていこうと、そういう思いをね、はせてほしいんですよ、その過去を踏襲して、そういう思いで質問させていただいていますので、課長の答弁も、当然、当然の答弁だと思います。また、村長、言われることもそうだと思いますが、私は、ぜひ、職員の皆さんにもですね、ぜひ、そこら辺は、私の言うように検証っていう形でできないにしてもですね、どこかでそういうお話を出していただいてですね、未来に向かっていくにはですね、私は、必ず、この問題っていうのが一

番踏み台になると、布石になると、そういうふうに思っていますので、そこを言いまして、次の質問に入りたいと思います。

2番目の質問としまして、私たちは議会として住民懇談会を行いました。そのときに出た意見なんです、私たちの議会、議員たちに対してもですね、それから、村長も同様にとれたんですが、ここです、いろいろな議論するとき、国の、例えば安保ですね、つまり国防、あるいは、そういった、本来、国が賄うようなことについて、多分、そういう気持ちで言ったと思うんですが、村の議会では、そういうことを話す場じゃないんじゃないのっていうような、具体的に言えば、そういうような意見だったと思います。

しかし、私たちが、例えば、今日ですね、例えば十数年前ですね、余りこういう、聞かなかったんですが、最近はですね、皆さん御存じのとおり、請願なんかですね、どんどん出てきますよね、住民の皆さんから、それは、ほとんど、国のね、施策が、住民に対することに対する請願なんですよ。だから、当然、かかわらざるを得ないっていうことが私は一つあると思います。

それから、住民の皆さんは、つまり、この村議会っていう場所は、もっとね、例えば我々の身近なこととかね、例えば村道の話とか、国道の話は置いておいて、村道の整備とか、自分の環境問題、あるいは福祉の関係とか、そういうことをやればいいんじゃないのっていう、そういうようなお気持ちかもしれません。

しかし、私たちが、ずっと、今期もそうなんです、やっていくですね、国が住民にね、しようとしていること、国民に向かってやろうとすることはですね、私は、中川村村民をね、必ず巻き込むと、だから、つまりかかわらざるを得ないっていうね、私は、そういうような思いでいるんですが、村民の中にはですね、そういうふうに思われていないんですよ。つまり、国会議員がやるようなことを、あんたたち、やっているんじゃないのって、極論を言えばですね、そんなふうにもとれるような思いを私はするんですが、設問のほうへ、ちょっと入っていくんですが、村長も、きのうの最初の初日のあいさつでもそうですが、常々ですね、TPPも当然そうなんです、そういったことに言及をされるんですが、もしですね、そういう村民があったときにですね、村長の立場としてはですね、どういうふうに、そういう、村長に対して直接、もし、お話があったとしたらですね、そんなような返事をされるんでしょうか。そういう質問をされたときに。

○村 長

おおむね、大原議員の考え方と同じかと思いますが、原稿をつくりましたので、安全保障や外交、あるいはエネルギー問題等々につきましてはですね、国の専権事項であるから、自治体は口を出すべきでないというような、そういうような意見はしばしば耳にするところがございますけども、ただ、これはですね、実際のところは、みのほどもをわきまえて黙っておれという、余り触れられたくない人たちが、そのことに触れさせないために圧力をかけているのではないのかなというふうな感じを、印象を受けております。

専管事項だから黙っておれというふうに言われながら、そのまま任せておいたらで

すね、大変な目に遭わされてしまっているっていうのが、我々の身近なところの飯舘村であったり福島県の皆さんではないのかなというふうに思います。

それからまた、かつてを振り返ればですね、国の方針にですね、無批判に乗っかっていったがゆえに、特に長野県、その中でも特に伊那谷はですね、大勢の満蒙開拓団を送り出してしまったということがあります。

また、戦争のことで言えば、お国のためだというふうなことを言われてですね、本当に、こう、地域を支えていく、地域を背負っていく、農業で汗をかく若者たちが、この中川村から引きはがされて遠くのところに送り込まれていったと、だから、本当に担い手を失って大変な苦労を残された人たちはしたというようなことがあります。

だから、国の間違った政策はですね、この中川村においてもですね、大変大きな影響を与えて、村人が苦労をしょい込むというふうなことになるかと思っています。

TPPも、そういう結果になるに違いないと私は思っておりますので、しっかりとですね、批判的に考えて、そして言うべきことは言っていくということが必要ではないかと思っています。

自治体というのは、住民と、それから国の間のポジションに立たされているのかなというふうに考えておまして、住民と自治体と国の、その関係がですね、円満にいつているときはいいのですけども、ときにはですね、住民の自治というのと国のコントロールしていこうという統治とがですね、ぶつかり合うということも、しばしばあります。そういうときにはですね、自治体は、本当に、やっぱり住民の立場に立って、住民の暮らしを守るために自治のとりでとなることが、自治体の役割としてとるべき、統治の末端として統治の片棒を担ぐのではなくて、自治のとりでとして住民を守るっていうのが自治体の役割ではないかなというふうに思っております。

逆にいうとですね、そのことについて一番端的にわかる例を挙げればですね、国のほうからは、今、原発の災害について避難計画をつくれというふうなことを言われていて、実際、計画ができていのかどうかわかりませんが、もしも、その国からの要請に応じてですね、アリバイ的な、そのちょっと空理空論的な避難計画をつくってですね、それをもって計画ができたというふうに、もし、そういうふうに応える自治体があったとしたらですね、それは、本当に住民の命も、それから、その地域の伝統やら文化やら歴史やらもですね、すべて、もう、どうなってもいいと思っているとしか思えないような、そういう自治体ではないのかなというふうに思います。

逆にいうと、後でいろいろご議論もあるかと思いますが、今、自治のとりでとなっているのは、沖縄の状況がそうではないのかなというふうに思っています。住民の強固なしっかりした意思が表明されて、それに対して、基礎自治体も、それから県もですね、一緒に、本当に力を合わせて一つにまとまって、地域の人たち、それから沖縄の歴史や文化を、それから美しい自然をですね、どう守っていくかということで、本当に力を合わせてがっぷり団結して頑張っているっていうところ、その腹のくくりようについてはですね、本当に頭が下がるし、見習いたいなというふうに思うところでございます。

先日、先月の11日ですか、全国町村議会議長会、それが全国大会で日米地位協定の抜本的な見直しを求める特別決議というのを採択しておられます。日米地位協定というのは、日米安全保障条約の隠された核心というべきものだというふうに思いますけども、これによって、アメリカ軍によるところの事故とか犯罪が実質的に治外法権となっていて、沖縄を初めとする多くの被害者の人たちが泣き寝入りを強いられているという状況があります。

今、長野県でも東信地方でジェット機の轟音というのが夜中に響いて、一体これは何だろうというふうなことがしょっちゅう話題になっていますけども、それでも、その正体もはっきりと明確にすることができないというのは、やっぱり、これも日米地位協定のせいであります。日本国憲法が保障するところの国民の基本的な人権よりも日米地位協定が定めるところの米軍の権利が優先されていると言わざるを得ないと思います。

地位協定というのは、外交や安全保障に関連する問題ではありますが、大きく捉えれば、日本の国としての自治、あるいは日本の国の主権もですね、地位協定によって脅かされると捉えることができると思います。

それで、全国町村議会議長会は、町村を代表する立場で、国民の人権等々の問題をしっかりと捉えるというところからですね、このことについて真正面から問題提起をされました。町村議会というのは大変すばらしい勇気ある決断をされたというふうに敬意を表する次第でございます。

地方自治は民主主義の学校と言われておりますけども、意見の表明や議論を禁じているところにはですね、民主主義はあり得ないと、それはそぐわないから言うなというふうなところには、民主主義はあり得ないというふうに思います。

国の施策についても、国民である村民の生活に大きな影響を及ぼすものでありますから、この中川村においても大いに議論しなくてはなりませんし、そういうことについて自粛をしないという自由闊達な村の雰囲気というものが、そのことです、逆に村を活気づけ、発展させるものであるというふうに考える次第であります。

○8 番 (大原 孝芳) 今、村長の言われたことは、本当に、今、最もだと思いますし、また、すばらしいと思います。

私も、今、いろんな新聞、あるいは近隣の自治体を見てもですね、首長が、そういったことをね、言うって、例えば、国の施策についてですね、意見を言うっていうことが、余り、過去にはですね、余りなかったような気がしています。村長は当初から、そういうようなスタンスで臨んだんですが、最近になって、安保法制についてはですね、隣、ちょっと固有名詞を出しますが、隣、飯島町ですね、町長、あるいは議長もですね、私たちの場面です、いろんな瞬間の場面です、あれはおかしいと、私はね、すごい進歩だ——進歩って失礼なんですけど、ああ、やっぱり、そういうことをですね、例えばお国に対して、さっきの村長の話じゃないんですが、国に対して物を言うって、すごくて、例えば、地方自治体って、どうしても、交付税とかですね、何か国からお金をもらうってような、いつもですね、おねだりしているような考

えでいるもんですから、何かね、逆らうと、何か、それに対する、何かペナルティーがあるんじゃないかっていうようなね、思わざるを得ないような、今までの首長さんたちはね、やっぱり、そういう慎重にならざるを得ないようなスタンスでいたかと思うんですが、曾我村長はですね、堂々と言われていると、それによって、じゃあ交付税が減ったかっていう話になっちゃうんですが、そういうこと、あっちゃならないんですがね、やっぱり、そういうところに対するね、やっぱり、私は、そこら辺が本音だと思うんですよ。ですから、私は、例えば今の政権がね、例えば支持するとか、しないとかじゃなくてですね、やっぱり悪いものは悪いと、ただ、私たち議会もですね、やっぱり住民益ですよ、村民益を考えなきゃいけないわけですよ、今、村長、言われたように、当然、だから、どこを見てですね、私たち議会、あるいは村長がですね、どこを見て物を言うかっていうことが一番大事だと思うんですよ。今、村長の話だとね、やっぱり村民を見ていただいていると、私たち議会も、村民益にね、ならないことをやっていたらだめなんですよ。言っちゃいけないんですよ。ですから、例えば国政、もし国がですね、そういったことに対して、村民が不利益を得るようなね、状況であれば、議会としても大きな声を出さなきゃいけないと、そういうのは当然、だから、住民の皆さんの中にですね、やっぱり、そこら辺を、やっぱり、ぜひ、気づいていただきたいと思うんですが、それで、今、全国町村議長会でしたかね？が、今、地位協定の見直しをって、これも、私も聞いたんですが、いや、すばらしいですね、今までなかったことじゃないかっていうようなね、非常に、こう、ハードルの高いところをですね、越えてきていただいたっていうかですかね、だから、私は、逆に、安保法制以降ですね、だんだん、少し、あれを反面教師的にですね、物を言えるようになったんじゃないかっていうような気もしているんですが、やっぱり、きちんとですね、数で、民主主義、さっきも民主主義の話が出ましたが、数を持っている人がね、多数決だけが民主主義じゃないわけですよ、少数意見をどういうふうにも、保釈するかっていうことが民主主義で捉えていることであって、今は、全然、そういった原点をですね、やっぱり踏みにじっているっていうことは、これ、否めないわけですよ。だから、ぜひ、私は、イデオロギーを超えてですね、そういった議論に地方議会もなっていかなきゃいけないと、そんなように考えています。

そこで、今、議長会の話が出たんですが、村長たちの行かれている全国町村会ですか、私、長って書いていますが、町村会ですね、これも有名に、今、川上村の藤原村長がですね、会長をやられているもので、非常に長野県の新聞にも出ますし、また、あの方も、非常に、キャラクターのね、何か、私は、ああいうタイプ、好きなんですが、非常に指導力がある方でね、私は、なかなか、報道、新聞報道ぐらいしか知らないんですが、その中では、いろいろ、つい最近ですと、交付税をね、きちんと払いなさい、国に対してですね、町村会として払いなさいというようなことを言われたり、過去にはですね、道州制の問題をですね、しっかりそこで、道州制はね、自民党に対して、やっちゃいけませんよと、私たち、協力しませんよと、しっかりね、言っていますよね。ですので、私は、もう一步ね、その町村会ってというのが、やっぱり、その

今のね、安保法制に対してもですね、同じことなんです。だから、議長会が地位協定のことを言えるんだったらね、私はね、町村会が何で言わないのっていう話になっちゃうと思うんですが、その、何か、その、藤原さん一人のね、あれじゃないんでしょうが、村長、例えば、町村会に出席されてね、例えば一中川村村長としてね、挙手して、これに対してのね、議案ですとか、そういうような、そのことってできるんでしょうかね？ここで。

○村 長

町村会の決議とか要望とか、TPPに関する特別決議とか、いろいろ、この間の町村会で出たものについても持ってきましたけども、これがどういうふうに決まってくるかという、まず長野県の町村会があって、それが3つか4つの、ごめんなさい、委員会に分かれているんですよ、産業経済とか、4つですね、ごめんなさい、そこんところで県に対する要望事項、それから国に対する要望事項っていうのを募って、各町村から募って、それが上がってきたやつを、こう、集約したり議論したりして、どういう形にまとめていこうかっていうのを、その4つの分科会というか、そこでまとめて、それからまた、さらに検討してまとめて、そして、それがまた全国に上がって行って、そして、こういう町村会全体の要望となっていくというふうなことでございます。私は産業経済のほうの、たまたま今は副という形になっておるんですけども、そこでTPPのことなんかも、どういうふうにうたい込もうかみたいなことの議論をしたというふうなことでございます。なかなか1人の意見でね、それは一町村長もだろうし、川上会長さんにしてもですね、個人の意見でもって全体を引っ張っていくということは、そういうふうな組織ではないので、みんなで議論しながら進めていくということではございます。

ただ、1人だったら、前にですね、NHKホールで町村長大会があったんですけども、そんなときは野田さんだったかな、野田、誰だったかな、総理大臣が見えていたときに、ちょっと、こう、一言言わないかんとって立ち上がって「TPP反対！」と、こう叫んだことがありましたですけども、別に向こうも大したもんで、全然動じることなく堂々と意見を述べて帰られましたんで、敵もさるものと思いましたが、町村長の中も当然いろんな立場の方がおられて、それは、保守的な方もいらっしゃる、そうじゃない方もいらっしゃるでしょうから、なかなか、その中でですね、合意点というか、それぞれの住民の利益を求めていくというところでは一緒なんだけども、何らかのところではずれていくこともあるかと思えます。いろんな方が変わりばんこに司会をされるんですけど、いつきはですね、余り、これ、言ったらいかんのかな、安倍総理が退席されるときに、みんなで万歳で送ろうとかいう話になって、全員が、何か立ち上がって万歳をして送ったっていうのがあって、私は何じゃらほいっていうふうに思いましたが、そういうふういろんな要素はあります。そのとき、そのときの雰囲気とかムードとかで動くんですけども、基本的には、そういう政治的なこと以上に住民の立場を思う、だから、議長会の皆さん方も、現実の問題として、日米地位協定によって住民が多量の苦勞をさせられて被害に遭っているところを、それを救済しなくてはいけないという、住民を思ってのところから出た判断だと思

ますので、その部分で集約ができるのであればいいだろうし、それが本当であって、思想的なことでこっちだ、こっちだっていう議論をしてもしようがないので、住民をどう守るかっていうふうなことで、共通の課題で頑張っていくというふうなことが、やるべき理想——理想っていうか、それを目指していると思いますし、それが姿だと思えます。

○ 8 番 (大原 孝芳) 私も、今、質問の中で、その町村会がですね、どのような性格のものかっていうかですね、だから、その一村、中川の村長がですね、どうこうできるっていうもんじゃないんでしょうが、その一つの事案としては、さっき言った議長会がですね、そこまでね、つまり、どなたかが提案したと思うんですよね。だから、そういうことがね、もし、できる——できるっていうよりも、そういう高いレベルで、もし、組織がね、あるとすればですね、これは非常に、町村会もですね、非常に頼もしいっていうかですね、だから、例えば1人で声を上げるとすごい大変なんでしょうが、もし、全国のですね、町村会、あるいは、そこへ集まってですね、すれば、相当ですね、大きな、いろんな国に対する要望とかですね、そういうことができるんじゃないかっていう、そういう期待感も、少しはですね、持てました。

あと、ちょっと、設問1のほうへ戻っちゃうんですが、例えば今の国の問題としてはですね、住民の皆さんにもぜひ知っておいてほしいんですが、TPPについてはですね、中川村は、あらゆる組織で、まずデモをやったと、非常に国に対する一つの、これも大きくクローズアップされ、また、いろいろ報道されてですね、これは住民の皆さん十分わかっている、これも国の施策に対する、住民益を守るために、村民益を守るために行った行為でありますね。

それから、例えば今の問題、安保法制についてはですね、例えば、戦争法案っていうことをね、名前を嫌がる人もいらっしゃるかもしれませんが、安保法制の改革っていうのは憲法解釈でできるようにしてしまったっていう、もし、これが施行されていけばですね、当然、議会でもいろいろ議論が出ましたが、村民、あるいはその御家族たちが、必ずや戦争に巻き込まれるだろうと、だから、これも村民益を守る一つの、ここで議論されたことだと思います。

それから、秘密保護法、その前にありましたが、安保法制の前にありましたが、これも、例えば、公務員の皆さんがですね、例えば役場の職員の皆さんが、これに該当して、ひょっとしたら逮捕されちゃうんじゃないかって、そういうことも議論されました。これも村民益を守る一つの議論でございました。

それから、原発についてはですね、例えば、浜岡、一番近いっていうと浜岡ですかね、100kmぐらいっていうんですが、例えば、最近のいい事例ですとね、例えば、今、宮田村で産業廃棄物の話がありますよね、それで、そこに放射能が運ばれる、今回も請願で出ていますが、つまり、原発と長野県ってどういうふうにかかわるかっていうことなんです、例えば原発、つまり放射能汚染されたごみが伊那谷へ持ち込まれるっていう、今、話なんです、じゃあ、その放射能ってどこから発生したのっていう話なんです。それで、いろいろ議論する中で、例えば、福島原発のときの地上に落

ちた放射能が、雨水を通してですね、これが何らかの形で焼却炉へ入って行って、それが汚泥、あるいは焼却灰として伊那谷へ持ち込まれると、つまり、もとをたどっていけばですね、原発なんですよね。だから、自然界に本来ありえない放射能がですね、いろんな種類があるそうですが、あるってということもですね、これは、もし村民がね、誰だって嫌ですよね、私の住むそばに放射能があったら、たどっていくとですね、原発にたどり着いちゃうんですよね。だから、私たちは、こういう場で議論しなきゃいけないと、あなた、村民の中川村村民を守るために私たちはここで議論しなきゃいけないと、そういう議論になると思います。

それから、例えば、あと、安保法制はさっき言いました。

辺野古の問題については、また、これも、今議会で請願、出ていますが、なぜ辺野古の問題をこの議上で話さな、皆さん、村長、あるいは私たちと話をしなきゃいけないかっていうことはですね、これは、国がアメリカの兵隊をどうしようかっていうことを報告するわけじゃないんですよね。私は、思うのは、つまり、沖縄っていうのはね、長野県と同じ県なんですよね。日本国の一道府県の中の一つの県なんです。人口160万人、長野県は210万人ぐらいいらっしゃいますかね。一つの県が、国とね、そういうことをやっているわけですよ。ですので、これも、例えば県、つまり県、あるいは中川村、例えば、あそこは名護市ですか？だから、名護市というところですね、やっぱり、そういうふうに、国から、今、県、県が訴えられたんですが、そういうふうに、沖縄県民、あるいは名護市民がですね、そういうふうに国から訴えられると同じことなんですよね。だから、村民益をね、題していると、ですので、私たちが議会で話すっていうことは、皆さん、村民の皆さんと、必ずしやね、影響があることを話していますので、ぜひ、私はね、村民の皆さんに向かって言いたいのは、あなたたちのね、問題だということをおね、ぜひ、私は知ってほしいんですよね。だから、村長とは共通認識だと思うんですが、うちの議会の中にもですね、それは国の問題っていうような方も若干いらっしゃるかと思います。私は、ぜひ、村民の皆さんにね、誤解しないように、つまり、あなたたちを守るためにね、議会としてここで議論するんだと、そういうふうに考えるんですが、村長、すみません、ちょっともとへ戻っているんですが、そこら辺について、もう1回、再度、言っていただきたいと思いますが。

○村長 大体おっしゃるとおりかと思います。

○議長 大原議員、質問の事項に沿ってやってください。余り抽象的に書いておいて飛躍的に内容を出してもっていうことを思います。

○8番 (大原 孝芳) はい。また、運営委員会で、また審議してください。

はい。わかりました。

要はですね、住民の中にですね、そういう意見があったことに対してですね、ぜひ、また、私は、村長とお話をしながらですね、質問させていただきながら、やっぱり議会とかですね、村長が言うことは、どういう、なぜね、そういうことを発しているかと、ひょっとしたらね、村長の、例えばね、強い思いだけで言っているんじゃないか

とかですね、議会のある議員、一銀がですね、個人の思いで言っているんじゃないかっていう、そういうね、誤解だけは解いていただきたいと、私たちは——私たちというよりも、私はですね、村民益が、必ずね、村民益を守るためにね、しゃべっていることは、考えてやっていることだと、そういうふうに強く述べたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、1番 高橋昭夫議員。

○1番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました曾我村長の政治姿勢についてということで質問をさせていただきます。

曾我村政がスタートをいたしまして10年が経過をいたしました。

私は、外から見た中川村、あるいはゼロから村を見詰めると、こういうことで、曾我村長に大いに期待をした一人であります。

今、前議員がレベルの高いという感じか、私、ちょっと不勉強だからわかりませんが、私は、ちょっとレベルが低いかもしれませんけれども、民意といいますか、村の皆さんが思うそれぞれが私の耳にも入りますので、そんな意味で、聞いていただきたいと、こんなことを思います。

少子高齢化や人口減対策、あるいは乏しい財源、こうした中、また、先ほど、総務課長、言われましたけれども、厳しい経済情勢の中で、中川村は総体的に落ち着きがあって、自立の村としての成果は評価されてよいと、私は思います。

ただ、その村長の政治姿勢といいますか、そういう部分にですね、高レベルといえば高レベルかもしれませんが、村の、この5,000ぐらいのですね、小さな村の、そのトップの公人としてということですかね、そういう意味に、若干、気になる点があります。これは、村長は公人として、私は議員の立場として、レベルが低いかもしれませんが、村長の思いと、これを、やはり誰か言わなきゃいけないと、こういう思いで、良心をもってといいますか、そういう思いで発言させていただきますので、どうかよろしくお願ひしたいと、こう思います。

そこで、10月の議会の主催、住民懇談会を行いましたけれども、その中で、議会の、この一般質問の答弁についてにかかわる、ちょっと発言がございました。課長答弁が多いと、本来、村長が村の考えを応えるべきではないかと、こういうことの発言で、これは、一般質問は政策論争の場であるということの意識を持てと、こう、私は理解したわけでありましてけれども、質問、これはですね、私ども議員の、その質問内容にもよるわけでありまして。それは、お互いが、議員お互いが勉強しなければいけないと、こういうことは重々思いますけれども、この他市町村の議会を傍聴をいたしました。3カ所ぐらいやっております。そうしてみますと、やはり理事者がまず答えて、所管の補足を課長がしていると、こういう場面は、ああ、こういうもんかなあと、若干、この中川村の議会と違うのかなあというのが私の感想でありました。

そこで、議会の答弁についてということで、村長はどのように考えておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○村 長 議員の皆さん方から議会で一般質問をいただくという、その目的というものはですね、今の現状の村政が村民の皆さんの暮らし、福祉にきちんと役に立っているのかどうなのか、そしてまた、もっと役に立つようなものになるようにということでご提案をいただいたり、それから検証、確認をしていただいたりというふうなことをしているもんだと、そういう意味があるというふうに思っています。その目的に最も適切な者が発言に責任を持って答弁をするというようなやり方をしているつもりでございます。役場の中には、それぞれ担当領域ごとにですね、そこを専門にして責任を持って日々頑張っている職員がおります。その中でですね、いろんな課題を見つけて、それをどうしようかというふうなことで、庁内でそういう議論をして、こういうふうにしたらいんじゃないのかなみたいなことで物事は進んでいくわけなんですけども、そういうふうには、こう、みんなの、先ほども出ましたけども、議論の中でどうしていいかというふうなことを決めているわけございまして、私が独裁的に決めているわけではないので、それぞれの担当分野で責任を持っている責任者が答えたほうがいいなというご質問については、そういう形でやりますし、私がやったほうがいいなというふうなところは私がやりますし、2人でかけ合いのようにやったほうがいいなというときには、そういうふうにすることもあるかと思えます。

これからもですね、いただいた一般質問の通告に従ってですね、その内容をよく検討して、それぞれについて誰がどういうふうに答えるかというのを決めて、その担当責任者が答えるというふうな形をとっていきたいというふうに思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 村長が努力をされ、それから担当課長が努力をされているということは重々わかっております。

昨日の、例えば7番の議員が、リニア対策協議会が県にですね、質問をして、その回答というのがおくれた、これはどういう理由かという質問がございました。その質問に総務課長が答えられております。しかし、私は、ああいう協議会での発言という形もひとつありますけれども、この議上における村長の見解といいますか、答弁というのがですね、大変興味深く、聞きたいわけでありまして。それは、村民も、やはり聞きたいんじゃないかというのが私の思いであります。そういう中で、村長が県との話し合いといいますか、その内容についてですね、もろもろをやるわけですが、その経過の中に、やはり、その内容について、村長にどうあったらいいのかということ、よりお諮らいをしてですね、結果的に、そういう結果になったんだという形をですね、村長が知っているわけですから、そういう意味をはせて、こういう議会において、その内容をしていただくということはですね、幅広い、私どもが感じるリニアに対するですね、思いや、環境なんかのね、問題に対する思いというものが、幅がつかめるんですね。それは、あすに村づくりに役に立つことなんです。

ですから、今の例のように、そして、例えば、きのうの質問も、そういう視点で聞かせていただきますとね、祝い金の問題、あるいは、TPPのですね、これは、質問の中においてはね、想定、把握を村長はどう思っておりますかという質問なわけですね。私は、興味深く、聞きたいと、こう思ったんですけども、これは、村長は答え

ていないんです。それから、里山の整備というのがありましたけどね、これにつきましても、村長が答えるんじゃないんですけど、美しい村や、もろもろの里山というものの、この中川村における利にもつながる、そういうものにおきましてはね、やはり、本当に、私はこう思うと、あるいは、こういう形を職員にも聞いてもらっていると、そういうような話を私は期待するし、そのことがトップとして大変緊張感もある中で、のやりとりの大事な要素じゃないかと、こう思うわけでありまして。

そういう今の考え方でありますけれども、村長はどう思われるかお聞きしたいと思います。

○村長 村長というポジションについて、何というか、大きく何か特別なものと捉え過ぎておられるのかなと、我々は、村長もいるし、課長もいるし、副村長もいるし、職員もたくさんいる、そういう、一丸となつてですね、村民の皆さんのために頑張っているものであって、その中で私だけが特別ではなくて、みんなでやっているというふうなことで、村政をやっているんだというふうな、村役場としてやっているというふうな、私一人が全然やっていないし、私なんか、もう、ほとんど何の役にも立っていないのが現状でございますので、そういうふうな捉えていただくほうが実態に近いし、また、考え方としてもいいのではないのかなと思う次第です。

○1番 (高橋 昭夫) 私は、村長が1期、2期、3期目ですけども、1期目というのはね、やはり、ちょっと、まあ、課長、答えてほしいと、こう委ねるといのは、私は、そういうものが正解だったと思うし、大事なことだと、こうに思うし、2期においても、そういうもんだなあというような形で村民も見ているでしょうし、議員、我々も、そういう中で頑張ってほしいと、そういう思いでやっていると思っておりますけれども、3期になりますとね、これ、やっぱり村のトップですから、それは何かっていうのは、我々だけじゃないんですね、職員や何かにしても、これはリーダーの、この意思といいますか、村長の考えが村を動かすわけですからね、ですから、職員がその内容を知るといのかですね、例えば、そのものが村の村民へのサービスにもつながるといことを考えますとね、やっぱり、こういうところで聞くか、あるいは、私、前にも質問させてもらいましたけれども、朝礼っていうのがありますね。横の町村等へ行きますと、毎日、朝礼をやっているんですね。どうやっているかって聞きますと、週に1回は村長——村長といいますかね、トップがやるんだと、その後は、課長、そういう人たちでね、毎日やるそうです。それ、官邸もそうですよね、毎日やるというんですけども、それは、内容はともかくじゃないですけど、きょうの日にテーマを持つと、そういう意味においては、やはりお互いが、その何ですか、中川の役場の皆さん、総体がですね、緊張感を持ってやってもらいたいと、こういう願いがあると思うんですよ。ですからですが、その朝礼っていいですか、きのうもお話が出ているんですけど、職員への情報共有っていうの、どう考えているかお聞きしたいんです。ちょっと通告にはありませんけど、私は、やっぱり職員の衆に村長が、ああ、こう思っているのかという思いで住民に接し、住民にサービスするという意味におきましてはね、この議会か、あるいは、そうでなければ朝礼やなんかにおいても、ときに職員に密な機

会を持って、やっぱし心を、今、言われましたよね？ 一体をなしてやるって言われました。まさしく、そのとおりにおいては、胸の内を、まあ、中には、そんな全体っていうわけにはいきませんけれども、3期になりましたですからねえ、俺の考えを知ってほしいと、頼むぜという気迫じゃないけど、意気込み、これを期待しているんじゃないかと私は思いますけども、そんな形で、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 その都度、この情報、この職員に伝えなくてはいけないということについては、個別にその資料を渡すなり、話をするなりというふうな形で伝えておりますし、基本的に、何か、こう、上意下達のですね、システムを前提としてお話しになっているのではないのかな、それは役場の中だけではなくて、村全体がですね、上からこう言ったから、ばあっと下までそうしなくてはいけない、それが組織だみたいな形になっているのは、そういうご理解をされているのは、いかがなものかなというふうに思います。

職員についても、いろんな自分の問題意識で問題提起を、自分で解決するっていうことだけじゃなくて、その問題があるよということ庁内に共有して、それについてどうしようかってみんなで考えるっていうふうな仕組みがいいと思いますし、朝礼を毎日するか、しないかっていうのは、スタイルの問題だし、朝御飯食べるときにサラダから食べるのか、味噌汁から食べるのか、いや、いや、朝御飯はコーヒー飲まないかんみたいな、そういう話だと思いますので、それは、それぞれいろんなスタイルがあるし、それをやる人もいれば、やらない人もいるだろうし、違う形でやる人もいると思いますので、何かちょっと、箸の上げ下げとか、余りどうでもいいような形だというのが正直な感想でございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 村長は、まあね、極論といいまして、先ほどお話があったんだけど、何だったかな？ 独裁者じゃないとかね、そういうお話がありましたけど、私は、そんな思いで言っているんじゃないし、他市町村においても朝礼をやるっていうのは、もっと、そんなにね、かたく、それこそ考えられないように、みんなで一緒にやろうという思いが、ときとしては出る会社もあるし、こういう役場の中においてもあるという事例であってね、そういう言葉の、ちょっと、あやっていうか、それが戦争に行っちゃうんですよ、基本は、言葉の云々に関してじゃあね、そして、こう、わくわくわく来るんですよ、その辺がですね、そんなふうに思います。時間がいろいろありますから、次に進めさせてもらいます。一般質問は、私どもが勉強をしておりますね、それもありますけれども、受けて答えて、ある意味でトップのその思いをはせて発言をしていただきたいということを希望したいと思います。

次に、村長は、男女共同参画、これ、大勢参加しておりましたけれども、パネルディスカッションの席でですね、「自分は物議を醸す人間」って、これは、今、言われるように、いろいろな形の中でぼいっと言われたかもしれませんが、公人のですね、ここが厳しいところで、公人が言われるといいますか、物議を、こう、なるほどなあって、私は納得しますね、はっきり言って、あのときにも、やあ、なるほど、村長、その柔らかさもわかるし、しかし、その暴言じゃないけど、裏底恐ろしいような感じもしたんですが、しかし、それに期待をするということもあるんですけれども、その「物

議を醸す人間」と発言をされました。事実、国旗に礼をしない村長として全国に知られているようで、10月に議会厚生文教委員会が実施をいたしました福島県喜多方ですね、教育委員会への視察研修の、その冒頭にですね、「やあ、あの有名な中川村ですねえ。」と、こういうふうに言われたのが、私は、ちょっと、本当、動転じゃねえけど、びっくりするような思いに受けとめさせていただきました。ああ、これは、だって、あの、あれでしょう？新聞に出るっていうのは、もう文句なしにいつちやいますし、私は、沖縄へ行ったときも、村長の名前も出るけど、国旗に礼をしないっていうの、質問は誰だっていう形で、高橋昭夫って入っているんですよね、だから、村長のところへも行くかもしれませんけれども、私にも「おい、あの村長ってどういう人だい？」っていうのは、結構、来るんですよ。しかし、ホームページへ出さないからね、いいけれども、これ、後で質問しますけどね、やっぱし、その辺は、公人ですから、気をつけてもらいたいと思うんですが、この2年前の村議会の沖縄研修旅行ですね、これにおいても地元の記者が、村長は事前にそういう了解を、私どもにお話がありました。記者が同行すると、そういうことでいいでしょうかというように、それどころじゃないと、こういう形でありましたけれども、同行取材をし、インタビュー、これも受けておられました。向こうにおいては、そういうものが記事になったでしょう。恐らくね。注目の村長だということを私は実感をいたしました。沖縄には積極的に足を運び、講演やデモなどに参加され、村長みずから沖縄の基地反対、辺野古の新基地反対運動の共感指示をしていると、村長自身はホームページの、公の村のですよ、村のホームページに記されております。これは、例えば東京だとかですね、他県、デモや集会に参加されているのかなあという、そんな思いもするわけでありまして、耳にもするわけでありまして、村長は、個人の行動として、これは、本当に自由であると、そんなの当然のことではありますが、村民を代表する公人として、中川村民の——村民っていうか、その民意を考えての行動なのか、いいですか、村長の立場を踏まえての行動が求められていると、こう思うのですけれども、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

○村 長 おっしゃったとおり、国旗に礼をしないということですね、思いがけず注目をされることになりましたけれども、そのきっかけをつくっていただいたのは高橋議員のおかげということで、感謝をしたらいいのか、どういうふうに言っているのかわかりませんが、そんなことも感じている次第でございます。

物議を醸すという表現につきましては、会議の場を和ませるためにですね、あえて、そういう、ちょっと、こう、ひねった言い方をいたしましたけれども、言おうとするところはですね、かなり真面目に、真剣に考えているところでございます。物議を醸すというのはですね、どういう意味かという、その反対といえませんが、空気を読んで、読んだりですね、立場をわきまえて振る舞ったり、周囲におもねて発言をするのではなくて、ここは問題提起をしなくてはいけないというときにはですね、避難を恐れずにしっかりと堂々と声を上げていくという、そういう意味でございます。周囲にですね、同調して、そのうちにですね、自分の意見が言えなくなったり、国を挙げて

ですね、間違った方向に行って、その結果、有名なドラマがありました。「私は貝になりたい」軍から命令されたことについて反論なんかできる国ではなかったんだと言いながら処刑されていったBC級戦犯のドラマがございました。ですから、言えるところでですね、言えるうちに、同調するのではなく、言うべきことはしっかりと断言していかないと、世の中全体が大変になっていくというようなことがあると、それを、そんな事態にならないためにはですね、少数意見でも自分が正しいと思うことについてはしっかりと問題提起し、みんなの批判を浴びてですね、いくということが大事だと思います。少数意見はですね、ほかの人と違うという、そのことだけで尊重されなくてはいけないというふうに思います。それが民主主義だというふうに思います。いろんな意見があつて、少数意見もあれば多数意見もある、その中で、いろんな意見があつて、その中でみんなで議論をしながら正解を探していくというのが民主主義だというふうに思います。

中川村が、そんなような感じで、自由にさまざまな、少数意見も含めて、多様な意見が交わされるという、そういう村だという、そういう空気を醸成するために、そのためにも、私は、自分の考えを積極的に表明し、いわゆる物議を醸し、空気の壁の厚さを緩めていくということをやっつけていかななくてはいけないのかな、ある意味、砕氷船のように厚い氷を割るような努力を続けていきたいというふうに思っています。そういう民主主義の根づいた自由闊達な風通しのいい村にすることが村の活力を生み、村を成長させることにつながるというふうに確信をしております。

ただ、これは、先ほども申し上げましたが、批判をするなという意味ではありません。批判は大変大切で、批判をしていただくことによって少数意見の過ちも克服されるし、正しい深い考えとして成長をしていくことができるから、批判は大事に受けとめる必要があります。

ただ、空気を読み、立場をわきまえろというふうな形で発言を抑え込もうとするのは圧力であつて、批判ではないし、もし、議員のご質問の趣旨にそういう意図があるとする、それに対してはしっかりと抵抗をしていかななくてはならないというふうに思っています。

ということで答弁いたします。

- 1 番 (高橋 昭夫) 今、お話をお聞きしましたけれども、私は、いろいろの考えがあるつて先ほどもお話がありましたし、そのとおりだと思います。私は、何ていうのかな、保守的なですね——保守っていったって前は違う党を応援していますけどね、保守的な考え方があるんですけども、常に政治家は、私、両面を持てと、こう言われております。その中でこの形は、そういう中で発言されていることは重々わかりますけれども、政治家として、勢いやね、過剰な部分も、これ、大変必要だと私は思います。しかし、普遍的な考えを持っていないと長続きをしないんじゃないかっていうのがね、そういうふうに思います。目立てばいいっていうか、私が言ったもので目立ってたって言いますが、そういう意味じゃなくて、やっぱり普遍的なものを持って、ある程度、大衆感も持つ中で、そこで言われるもので、大変、村長の価値観が上がって

いるのか、レベルが上がっているのかもしれませんがね、やっぱし、その面も、総体の中で考えてやっていかないと長続きをしないんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。

それで、私はちょっと不勉強だけれども、いろいろな話の中にね、アメリカが悪い、アメリカが悪いって言うんだけど、アメリカに負けて、現状、今、あるわけですから、ですけど、アメリカは、アメリカたたきじゃないけれども、それは、やっぱり総体の中には、そういうこともね、目を向けて、そういう判断も大事ですよ、しかし、アメリカがあって日本があるというような形のことを、私は思うものもある、ですから、アメリカが、そういう形で敵国的に感じるとしたら、思いの本当に、この信頼のできる国って村長はどういう国を思われているか、さまざまある中で、基本ぐらいままでお聞きしたいと、こう思います。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○議 長 静粛に。静粛に。私語は慎んでください。

○村 長 普遍的、今のニュアンスとしては、私は普遍的でないことは発言するなみたいなニュアンスを感じたわけなんですけども、じゃあ、それぞれがですね、高橋さん、アメリカはいい仲間、いい友好的、友好国というか、いい面もあるんじゃないかと、それは確かだと思います。だから、そのことを言う分には全然構わないし、アメリカからのおかけをいただいている部分というのも、こういうこともあるんじゃないかと言われるのはいいんですけども、そっちを捉えていないから一面的なことを言うなどというのは圧力だというふうに思います。だから、どんどん言えばいいと思うんです。みんなが。いや、そうは言っても、こういういい面もあるんじゃないかというふうな、そういう形に議論になっていかないと、何か偏っているから言うなよとか、そういうふうな形のニュアンスになっていくとおかしいことになる、議論ができない形になっていくので、それぞれが自分の考えているところを、こうであると、私の普遍はこうだよと、お前さんの普遍はここが変じゃないのかというふうな形、変じゃないのかと言うのはいいと思うんですよ、変だから言うなっていうのはだめですけどもね、だから、そこんところの微妙な違いはあるんですけども、だから、どんどん高橋議員の普遍というものを、もっと主張していただいて、普遍、こっちの普遍と高橋さんの普遍と、そちらで議論をしていくというのが、そのことによって、だんだんお互いの普遍が掘り下げられていって、正しい普遍に近づいていくのではないのかなというふうに思います。

現実の国についてですね、どこの国がいい国かっていうのは、なかなか言いづらいところがあるかと思いますが。私は、日本国憲法前文がですね、うたっているところの国のあり方というのが本当にすばらしい、世界のために貢献できる国になるんだと、世界の人々のために平和的に貢献して、欠乏とか恐怖とか、そういうものから世界の人が免れるような世界をつくっていく、そのために貢献する日本になるんだというふうな決意をするというふうに定めている、そういう国というのが本当に誇らしく理想的な国ではないかと思っております。

- 1 番 (高橋 昭夫) それでは次に移ります。
 中川村のホームページについて次にお聞きをしたいと思います。
 総務課長に、ちょっと、これをお聞きしたいのだが、村政の溶け合いの中で、村の、このホームページというのは、どのぐらいの方が見ておられるのかというか、統計的には何かあるんでしょうか、だんだん、こう、伸びてきている、あるいは、それが功を奏しているという、そういう状況っていうの、どんな把握がされているかお聞きしたいんですが。
- 総務課長 カウンターがついていて、累積の閲覧者数は出ますが、時期的なものは捉えておりませんので、お答えのしようがありません。
- 1 番 (高橋 昭夫) 中川村のホームページを開いてみますと、村長への手紙、村長からのメッセージのコーナーがあります。これを、今、申しましたけど、村民が、村の皆さんが、どのぐらい開いておられるのか、ちょっとわかりませんが、見られておられる方が、この今の村長への手紙などを見ますとですね、どんな感想を持たれるかという思いで、ちょっと質問をするんですけども、村長への手紙は、村政に関する提案や要望、日ごろ感じていること、改善してほしいこと、あるいは村長からの打ち出すメッセージについて、もろもろ、その漢字と言いますか、感想を寄せもらうという、それが窓口になっていると思います。実際、それを、内容を見てみますと、これが、直接、村に関係する内容っていうのは、極めて少ないように私は思います。沖縄のことや辺野古とのこと、安保関連法案やオスプレイのことなど、いずれも、これは、先ほどお話ありますように、重要なことだとは思いますが、村政にかかわる内容という形でいけば、ちょっとかけ離れているように私は思うわけです。それに、村外者とのやりとりっていうのが大変多いんですね。しかし、このホームページ、駒ヶ根やなんか——駒ヶ根っていいですか、それ、いいのかどうかわかりませんが、開いてみますと、本当に、駒ヶ根をどうする、よくするという意味での提案や要望や意見が、もう、全く 100%に近いと、こう思っておりますけれども、そういう意味でいきますと、何か、そのものが外に目が向いているのかなあと、しかし、順序の中で、結局は中川村に、そのものが効果性としてねっていう村長の思いがあるのかもしれないけれども、いずれにしても村外者のやりとりが多いわけです。村長は、いろいろな方の多様な意見の交流の場だという形でですね、どんどん、それに関しては積極的に、熱心に、その思いをはせてやっているんですけども、中身っていうのを見ますと、反論への反論って、ここへ記しましたけれども、通告にですね、あるいは双方が譲らないやりとりも見受けられて、村長の窓にふさわしくないように思えると、この点を、村長は、どう村民に説明をされるのかお聞きしたいと思います。
- 村 長 確かに、村長への手紙ではですね、いろんなご意見が、ばか村長というようなメールなんかもいただいておりますし、いろんなご意見が来ていると、反論への反論というのは、それは議論でありまして、双方が譲らないっていうのは、お茶を濁さないという意味だと思いますので、そこら辺はですね、大事な問題については、軽々しく、何？手打ちをするのではなくて、しっかりと掘り下げて議論をするということが大事

なこと、そこら辺をいい加減にしてきたのが日本の民主主義がだめなところではないかというふうに思います。

通告ではですね、かなり沖縄のお話、ことが書いてあって、沖縄についてのことが偏り過ぎではないかというような主旨に理解をして、頑張って答弁を書きましたので、ちょっとお答えしなくちゃいけないと思うんですけども、先ほど大原議員への答弁で申し上げたとおり、住民自治のとりでとして頑張っているのが沖縄だというふうに思っています。そして、戦後のですね、日本の社会、日本政治の矛盾というものが、一貫してむき出しの暴力性で噴出してきて、それがずっと続いているのが沖縄だというふうに思っています。

ただ、その矛盾はですね、沖縄だけの問題ではなくて、矛盾の吹き出し口が沖縄に集められてきたということなんですけども、そのために我々には見にくく、見えにくくなっていますけども、戦後の日本社会全体の根底に潜んでいる矛盾だというふうに思っています。

ここに知念ウシさんという方の書かれた「シランフナーの暴力」という本がありますけども、シランフナーというのは、沖縄の言葉で知らんぷりというふうな意味なんですけども、要は、矛盾に苦しんでいる沖縄についてですね、知らんぷりをして、見えないぷりをして、大和の我々は矛盾の上に安住をしてきていると、そういう視点かというふうに思います。

ただ、しかしですね、原発災害を筆頭にですね、今、TPPとか、安全保障関連法案とか、さまざまな問題が我々のところでも噴出し始めて、我々の身近なところでも矛盾っていうものが見え始めているのではないかと思います。

長野県の東信地方でアメリカ軍の空軍のオスプレイの訓練空域に設定されたというような報道がありましたけども、そのことも、そういう矛盾が見えるようになったことも一つのかげらではなかいかと、そういうふうに言うと、表面上の見せかけを突き詰めていったときに、日本という国が真の自治、あるいは真の主権を持っているのかっていうようなところは、ちょっと疑問になってくるのかなと思います。

日本社会全体の根底に横たわる不順な沖縄では生々しくあらわれているのだから、沖縄に学ばば、我々みんなが共有する課題が見えてくると思います。TPPなどのさまざまな問題を深く考えるためにも、沖縄に目を向けることは意義があると思います。また、沖縄が長く矛盾に苦しめられてきた、そして、それと闘ってきた分だけ、民主主義が我々に比べて大変鍛え上げられているというふうに感じます。沖縄に学ぶことは、我々自身の民主主義を深めることにもつながると思います。押しつけの民主主義ではなくて、住民が主体的に声を上げてどうしようか考える本来の民主主義のためにも、自由活発な村として自由な空気づくりを続けていくためにも、沖縄の話題を参考に取り入れていきたいと思っています。

先ほどの大原議員へ答弁したとおり、全国町村議会の議長会では日米地位協定の抜本的な見直し求める特別決議をされています。これは、沖縄県の町村議会議長会の会長であるところの、嘉手納町、あの大きな空軍基地があるところですけども、そのの

議長さんの呼びかけで全国町村議会議長会が応えたということで、沖縄からの問題提起を日本全体の課題として捉え、行動した全国町村議長会は大変すばらしいというふうに敬意を表する次第でございます。

それに、その一方ですね、中川村議会の中でですね、沖縄の問題を自分たちの問題として捉えることができないで、他人事だとして、それに触れようとするのをとめようとする動きがあるんだったら、大変恥ずかしいことだと感じる次第です。

○1 番 (高橋 昭夫) 今、村長がお話しされることは、私もわかりますし、大事なことだと思いますけれども、この真の自治を考える意味において、先ほど一番先に総務課長にお聞きしましたけれども、このホームページだから、今のこのやりとりやさまざまというものは大変重要だという思いであればね、パーセンテージが少ないようであったら、これは本当に村民にとっての重要であれば、村の広報などで公開をするっていうこともね、大事なぐらい、これは公の中ですからね、ですから、窓をあげないと一窓っていうか、これをあげないと見られないもんですけれども、いい意味で、こういうことも大事だし、こういうことをみんなで考えましょうというような意味で、あの内容をですね、やっぱり知らしめていただくことが重要であるんじゃないかと、こう思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○村 長 村長への手紙とか村長からのメッセージとかを村の広報に掲載するべきだと？

○1 番 (高橋 昭夫) ほかのものでもいいけどね、何か村の人たちにしてもらおうという形が、今、言う、大変大事ですからと思います。

○村 長 いろいろな媒体、音声で放送したりっていうこともあるし、村の広報に、毎月のもので伝えていくこともあるし、いろんな、記者発表みたいなこともございますし、いろんなやり方があるし、それぞれの媒体ごとにふさわしいやり方をしているということで、村のホームページに掲載している記事はいろいろありますが、これを全部、広報に載せるっていうのは大変だし、もし、そういうものを見たいということがあれば、出力してお渡しすること、全然簡単なことなのでやりますが、広報に毎掲載せるのは、何となく、それは、ちょっとそぐわないというか、内容を、ページ割をどれくらいにするかとは考えないで内容を考えてきたので、だらだらとしたことでスペースをとってしまうことはどうかと思います。何か余りふさわしくないと思います。見ていただく分には、いつでも検索で出てくる形で見られるようになっておりますし、図書館にもパソコンはあるし、一般の方々にも見ていただいて、高橋さんのおかげで話題になっていることのメッセージを見ていただけたらと思います。

○1 番 (高橋 昭夫) 村に関心を持たれる方、あるいは住んでみたいという方がおられるんですね、この間も、ちょっと耳に入ったんですけども、伊東市で講演をされて、村長が、それで、その話がね、まことによかったと、それで、どんな村か行ってみたいけど、それより先、村長に行き会いたいと、こういう形でここへ来られた方がいるということをお聞きしております。村長、ちょうど所用で留守だったんですけども、結果として沖縄に行っておられたということがわかったんですけどね、やっぱり、この村、村長が有名になるっていうことがあるけど、中川村も有名になるというような

部分ありますから、私も、ある意味で知られて迷惑しているんですけど、しかし、そういう形の中での立場だということを、すごく大事にさせていただいてね、そういう意味で、例えば責任あるものであれば、ホームページのものを、その、私の関係でどうのこうのじゃなくて、やっぱし村民が、私の単純な感想かもしれませんが、あの内容を見ますとね、これ、村長の窓ですか、これでいいの？っていう形の方は大勢いると思うんですけども、開きをね、私もあまりないけれども、ですから、眠っているのかなあというような感じがしますけれども、いい意味で真剣な、自治として大事なテーマであれば、それをどう生かすかっていうことも、ある意味で、あの中で、閉じ込みの中でやるのではなくてっていうことを思ったということでありまして、生かしていただくことは結構だと、こう思います。

それから、先ほどの、ちょっと中で、質問、通告してあるんですけど、落ちていますが、村長という立場で思想的政治活動、政治的主張ですね、村内外への、この、いろいろな形で村長が求められているのかもしれませんが。その実態といいますか、まあ、こういう感じですよというような形のものを、差し支えなければ、公人としてお聞きしたいと思います。

○村 長 村外の方々からお声がけをいただいて、発言の場を用意していただくっていうのは、多分、平均したら2ヶ月に1回ぐらいの頻度かなという、それは、割とした場合もあるし、該当でマイクを「はい。」と渡されて、そこで発言する場合があります。2ヶ月に1回ぐらいかなと思います。

公人としてということですが、業務表では、表を見ていただければわかるように私用として出かけています。ただ、紹介のときには中川村長の曾我さんと紹介していただいています。2ヶ月に1回のほかにもお声かけをいただいています。なかなか日程が合わなくてお断りをしているといったケースもありますというのが現状でございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、結果として、外へという村長の熱意は、それはそれで結構だと思いますけれども、村に目を向けてほしいという方がですね、村民は、そういう思いを大変濃厚に持っていると思うんです。私自身も村の目を向けていただきたい、それは、先ほど言うように、何もかにもがですね、世界のこともろもろが、この村の住民の暮らしを守るという形につながるといえば、それは、イスラム国だってそうですよね、平穏、平和にっていうえば、そこへ研修に行こうかっていったって、それは、そうつながるんだけど、そう飛躍するって意味は別として、足もとの、この天竜でも陣馬形でもいいですし、みんな悩んでいると、課題は山積している、リニアにしましてもですね、農業振興にしても、あるいは観光にしましても、広域の面においても、その中における中川がどうあったらいいのかというのは、この広域の人たちも、逆にいえば心配しておってくださるんです。中川、どうすればいい、「わしゃあ、わからん。」と、こういうふうにお話ししているんですけども、しかし、そういう連携も重要だという目を持って、今、ビジョン、そういう形の将来像に向けてですね、リニアやなんかでもって動き出しているわけですね。中川におきましては、環境課題というか、

とまっていますけれども、村長は、それが、手順としてはですね、その答えが、回答が明快でないと次へ進めないとと言われるんですが、それもそうかもしれませんが、両極ですね、やっぱし、村がりニアとしてどういうふうに生かすのか、あるいは、どうなるのかなあという形のを、一番関心あるのは村の皆さんですよ。あるいは、そういう話も聞かせてくれよという気持ちがあると思います。ですから、そういう窓をあけていただいて、そういう中でっていう形の部分に行ってもらいたいんですけども、最後ですけども、私は、住民懇談会、今までの質問者にも、そういうお話ありますけど、村民の声を聞くのがいいんじゃないですかっていうのが幾つかありますね。それで、これからもやりますという形があるんですけども、こちらで設定をして、そして、報告かねがねっていうのは、議会でもやったんですけど、報告会っていうと、なかなか、あれなんですよ、油乗ってこない、ですから、逆に、何でもいから聞かせてくれという形に行きますればね、やあ、待っていましたじゃないけど、うれしいという形で集まってくれるかもしれませんし、その折に、村長、お話あるように、それは立場でしか集まらないから、余り意味がないという声も、段階的にはですよ、ありましたけれども、やっぱし窓をあけてやりますとね、何が出てくるかわからない、それは、やはり、あしたの確かな村づくりのためにつながるんじゃないかと、こう思います。

それで、私、ここの通告に書きましたけれども、将来にリニアをどう生かすか、あるいは企業誘致は、まあ、だめだっていいですか、余り動きはありませんけれども、中川に可能かどうかとか、それから、あれなんですよ、視察やなんかに行ってもそうなんですけど、逆的思考方なんですよ、これはだめだっていうのは、何がだめなんですかっていうと、そういう掘りをしてですね、逆にだめだ、だから、そうじゃなくて、だめっていうのは何ですかっていう形で掘り下げるって形の手法を喜多方ではやっているっていうか、ありましたけれども、そういうような意味で、この住民の幅広い、あれですね、アイディア、これは、今、本当に私は大事だと思います。

それから、問題を解決するっていう形においては、村長も、その着任のときにそういうお話をされていまして、ちょっとメモがあれですけども、新しい芽を出す意味で、あるいは問題解決を図る意味で、忙しいと思いますけれどね、懇談という形のを、機会を持って、村の皆さん、集まってくださいと、そういう姿勢を持っていただくことが大事じゃないかと思うんですけども、その点について、期待も感じながらお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 何かテーマがあって、問題意識があって、それについて村民の皆さん方の考え方を知りたいとき、あるいは村の方針を仮につくって、それについてどういうふうにお感じになるかご意見を聞きたい、そういうときには、地区懇談会なり、特定のグループの方に集まっていたりして懇談会を開いたり、あるいはまた住民アンケートを、この間の基本計画や、いろんところでアンケートという手法もとっている次第でございます。そういう形で住民の皆さん方の、こちらから特に聞きたいことがあるときには、こちらで設定をした方法でご意見を聞くということをおこなっております。

しかしながらですね、村民の皆さんは、大変それぞれお忙しい、いろんなお仕事を
持っておられたりする中でですね、特に課題はないけど何でもいいから言っ
てくださ
いねということで地区懇談会を招集するというふうなことについては、どうなのかな
と、かえってご迷惑をかける、多忙な中で、役員の方々にも、それから参加する皆
さん方にも大変なんじゃないかと思えます。

村長になって、すぐにですね、私は、もう、村の中に、村に移り住んでも短い、
行政経験もないしですね、村の課題等々についても、皮膚感覚として、まだ理解でき
ていないのかなというふう意見がたくさん、自覚があったので、地区懇談会を、逆に、
おっしゃったとおり、住民の皆さん方からの問題という、課題というのを教えていた
だきたいと、こちらから提案することとか何もありませんが、ぜひ、そういうものをお
聞かせ願いたい、こちらが吸収したい場所なんですというふうなことでやりまし
たけども、何も用事がないのに呼んだんだ、忙しいのにというふうなご意見も、はっきり、
そういうふうな発言もございましたし、確かに、そういう形です、問題意識がない、
特に言うべきことがないのに、ちょっと来てください、何かありませんかという
のもあれかというふうに思います。

えっとね、そもそもですね、まあ、こちらから設定した、その懇談会をやっている
のとは別にですね、住民の皆さん側からの意見というのは、先ほどの村長への手紙と
いうふうな形もありますし、村長室に電話がかかってくることもあるし、村長室に
「ちょっといいかい？」って尋ねてこられる方もいらっしゃるし、いろんな機会に、
立ち話的にですね、まあ、一杯飲んでいるときに、それはさておきみたいな形でいろ
んなお話をお伺いするっていうことは大変多いことでございます。

議員がおっしゃるような形です、役場の側でお膳立てをして、意見表明を願
いする、ある意味、お仕着せのですね、まあ、これ、言葉として矛盾してはいますけど
も、上意下達の民主主義というふうなものではなくてですね、問題意識を持っている
住民のほうがですね、住民の側からですね、主体的に突き上げてくる、どうなってい
るんだ、これは変じゃないの、こうしたほうがいいんじゃないのっていうふうに主体
的に突き上げてきていただけるような、そういうのこそ本当に民主主義だと思
い、先ほどから繰り返し申し上げておりますような批判とか意見表明とかが自由闊達に
できる風通しのいい村にしていくということが、そういうことをしやすくすることだ
と思えますし、だから、こう、お仕着せのですね、お膳立てをして、はい、こちらに
どうぞ、はい、どうぞ発言してください、私ども聞きますのでというふうな、そう
いうふうなですね、お膳立てをした意見表明の場ではなくて、もっと主体的に、先
ほど言ったように、こう、突き上げてくるような、そういう力のある意見表明とい
うのができやすい村にしていきたいなというふうに思っている次第でございます。

○1 番 (高橋 昭夫) きょうの質問は、曾我村長の政治姿勢と、こういうことであります
ので、ちょっと、お聞きじゃなくて、思いますのは、きのうですね、質問の中に、そ
のクーポン券の提案っていうのがありまして、これについて、村長は、私も、どう
いう答えを出されるのか状況を観察させていただきますとね、やあ、今、ちょっと整理が

できないなあ、どうがいいかなあ、ああがいいかなあっていうのが、結構なタイムで
ですね、めぐらしてましたね、どうがいいかって、しかし、私は、思いますのはね、
一般質問というのは、私自身が質問、提案をさせてもらったことがありますけれども、
いやあ、これを研究してみる、あるいは検討してみるっていう答えは、何とか食いつ
きたいんですけども、そういう状況ありませんでした。要望やですね、提案って
いうのが、議会議員それぞれに思いをはせて発言をしていると思うんですけども、そ
の内容についてですね、内発的に、役場のね、有力なとか、職員の皆さんのね、
英知を結集するという意味でいけば、じゃあ、これについては、職員にもね、みんな
で研究してもらおうと、あるいは考えてみてもらおうと、そういうような、私は姿勢が大
事だと思うんですよ。これは、黙っていますけど、やっぱし、村長の意向によって、
村もおりますしね、村長の考えというものを理解することによって、職員が、また、
心が動くわけですよ。そして、こういうことを言いたいし、だけれども、課長さん
に言ったら、やあ、言わないほうがいいよと、俺の言うことを聞けんかちゅうよう
になっちゃうかもしれませんね。しかし、そうでなくて、思ったことはみんなで村長
にお願いしたり、何か考えを述べられるとか、そういうような部分の意味におい
ても、余り簡単に受けるっていうのも、村長も困るのかもしれませんが、いや、
それは検討させていただきます、あるいは検討してみます、研究させますとかいうような形
も、期待をしたいと思います。

それで、質問させていただきましたが、曾我村政が、この始まる時にです
ね、曾我村政は中川村をどうするのかという形のビジョン的なものですね、それから、
もう一つは、中川村のためっていうのがね、一つの言葉の一番の踏み台っていいま
すかね、でしたね。申し上げますけれども、中川村をどうするのか、そして中川村の
ためにの声で曾我村長が生まれたんですよ。そこを意を持って、これからま
すます活躍をしていただきたいし、村に目を向けて頑張っていたいただきたいことを申し
上げて、私の質問といたします。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 10 分とします。

[午前 10 時 50 分 休憩]

[午前 11 時 10 分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2 番 湯澤議員から欠席の届けが出ております。そういうことですので、次に、4
番 鈴木絹子議員。

○4 番 (鈴木 絹子) 私は、通告に従いまして 2 問を質問していきたいと思ひます。

まず、初めに、情報通信技術、ICT を活用した確かな学力育成事業について質問
をします。

11 月 13 日にマルチメディア研修会という案内で中学校 2 年生の英語の授業を参観
しました。プロジェクター、タブレットパソコン、テレビ会議システムを使って伊那

市立東部中学校の生徒と交信するものでした。グループごとに英語で紹介し、クイズで出題したり回答したりしていました。ここまでできることに感心しました。その後なんですけれども、校長先生より情報機器をめぐる動向、教育の情報化ビジョンの話がありました。教育現場がこんなふうに変わっていくのかなあと実感しましたが、資料を呼んだり調べたりしてみると、大変なことだなあと思えてきました。現場としては、今、どのようなイメージを持って進めているのか、具体的な構想を聞かせてください。

○教育長 中学校の研究授業には、多くの議員の皆さん参加して下さってありがとうございました。あの授業で見ていただいたのは、情報、テレビ会議のような形でしたけれども、十分に受信の環境等が十分でなかった面がありまして、ご理解、十分いただけたかどうか、ちょっと不安に思っていたところです。

さて、文字や会話だけでは具体的なイメージが捉えにくい子どもたちや発達障害を抱えている子どもたちにとっては、画像や映像が理解の大きな手助けになるので、まず、中学校で特別支援学級の生徒さんが利用できるように、現在、しています。

今後は、年次を追いながら通常学級でグループに1台ほどの利用ができるようにしていきたいと願っています。そして、5年後、4年後になりますけれども、平成31年度には1人1台が利用できるような環境を願っているところです。

指導の内容としましては、機器の条件が満たされた場合ですけれども、ほぼすべての教科で利用できるのではないかなあというふうに考えます。

調べ学習は、どの教科にも共通してきます。

また、動画を使って撮影をして、もう一度、その動画を振り返りながら学習していくというような授業では、理科の実験ですとか、体育の実技ですとかを中心に利用できると思います。

また、授業の中でプレゼンテーション、発表のもとを制作をして、そして発表し合うというような、そういう表現の学習も効果ができると思います。

また、そのほか、個別のドリル的な学習の活用も考えられます。

また、中学校の授業で見ていただきましたような、他校や、あるいは他地域との交流、そういうものにも活用していくことができるかというふうに考えております。

○4番 (鈴木 絹子) 話の初めは、大学と短大、専門学校の進学率が高いけれども、枠は広がっていて、入学試験に活用するということから始まりました。高校・大学接続システム改革といい、ここで情報機器を使ったテストをするということのようでした。高等学校段階の基礎学力を評価する新テストの創設が計画されていて、1回ではなく、複数回、行うことが可能とあります。いわゆる入試改革なのです。

ただ、いまだ関係団体間の合意点は見つかっていないということで、スケジュールどおり行くのか疑問と考えております。

よくよく見ると、文部科学省の教育情報化ビジョンという中で、小中学校にも活用されると示してあります。

今、教育長のほうからお話がありましたように、中学校でも31年には1人1台とい

う目標を持っているということをお伺いしました。

この目的は、子どもたちが高い意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識、技能に加えて、実社会で必要となる実践力やコミュニケーション力を身につけるため、情報通信技術を活用した学力の育成を図るというものです。授業内容は、21世紀にふさわしい学習スタイルの実践研究、普及、教員のICT活用指導法、指導力向上、県立学校のICT利活用環境整備となっています。

教育がこんなふうになっていくということを知りませんでした。平成24年にはまとめられていたという事実、どのくらいの人知っているのでしょうか。保育園や学校のことは、家に該当する子がいないとなかなかわからないことは多いのですが、それにしても驚きました。正直、そこまで必要なのかなと思います。

先回の議会の中では、スマホや家庭でのパソコン使用やゲームは、使用について危惧して、呼びかけて指導しているという状況があったと思うんですけども、学校では、こういった機器を使用していくということは、相反するものとも思えるんですけども、その点ではどうお考えでしょうか。

○教育長

ただいまの初めにお話のありました大学入試のもとになるテストということでございましたけれども、仮の名前とすると高等学校基礎学力テストというものでしょうか？予定としては、年2回実施されるというふうにお聞きをしております。そうしますと、これは、ほとんどの高校が、各学年、年2回実施となると、今までのようなペーパーの方法ではできないことが予想されるわけでありまして、恐らく、そういうときには、現在、最も安価な機器でありますタブレット端末等が使用されることになりそうだという話を聞くところでもあります。それが計画として話を聞くところでは、現在の小学校6年生が高校に入学したときというふうに聞きますので、平成31年からというふうに思うところでもありますけれども、そういうようなことを視野に入れながら、義務教育も機器の必要について考えていく必要があるというふうに思うところでもあります。

しかしながら、このICTの機器の使用については、ただいまのお話のとおり、正の面と、それから負の面とあるというふうに考えます。そのところを的確に捉えて効果的に使用していかなければなりません。学校教育の中では、まず、自分の思いや行動を記録し、そして、多くの人とそれを共有し、理解を深めていく、その手段として、その道具として機器利用が中心になっているわけでありまして、考えをまとめて表現するっていうコミュニケーションを図る道具として使っていけば、先ほどお話ししましたような高校での基礎学力テストにも全く支障がない状態になるというふうに思います。

また、思考力や判断力、表現力コミュニケーション能力を伸ばす補助的な機器として効果的な活用ができるというふうに考えます。

そういうわけでありまして、現在、子どもたちの間で、そのゲームですとかスマホですとか、そういうものでもって多くの時間を使っているという課題に対して、それはそれとして、それをどうしていったらいいかというのは、現在、考えておりまして、

できるだけそういう時間に多くの時間を奪われてしまわないような、そういうことも並行して進めていきたいというふうに考えています。

○4 番 (鈴木 絹子) 私は、幼児教育の現場で35年間、働いてきて、子どもたちの育ちに実体験ほど豊かなものはないと感じてきました。例えば、昨日の9番議員の発言にあったように、農業でいえば種まきから収穫、調理までを体験することの豊かさです。五感を通じて得るもの、学ぶものがいっぱいです。また、例えば、大きなテレビ画面で滝の流れを見たとしても、それは、それなりの迫力は感じるかと思いますが、本物の滝の前にいるのとは全く違うわけです。

ぜひ村長にお伺いしたいんですけれども、小中学校の行事で子どもたちにかける村長の言葉は、私はすばらしいと思って聞いておりますが、中川村をしょって立つ子どもたちへの思いと、この教育の編成は合致するものでしょうか。教育の理想はどうお考えでしょうか。

○村 長 いつもの繰り返しで申しわけないんですけれども、子どもたちの教育については、先生方、それから保護者の皆さん方、それから子供たち自身、それから教育委員会、そこでしっかりと議論して、模索をしていただくというほうがよろしいかと思っておりまして、私の立場から、ああしたらいいんじゃないか、こうしたらいいんじゃないかっていうふうなことは避けたいなというふうに思っているところでございまして、そちらのほうで、皆さん方でしっかり突っ込んだ議論をしていただくことを期待しております。

○教育長 お話しさせていただきたいと思います。

今、議員のお話は、全くそのとおりだというふうに考えています。

昨日もお話をさせていただきましたように、子どもたちは、やはり自然の中で実体験を通して学んでいくということが基本になるというふうに考えています。ですので、このICTの活用といいましても、これまでの教育活動が変わるわけではなくて、情報機器は、あくまでも効率的に学習を進めるための手段であるということで利用していきたいと考えております。体験活動やコミュニケーションの場が損なわれることなく、効率化をすることで時間的に浮いた時間、体験活動やその他の活動に振り向けていける、コミュニケーションの時間が増える、そういうふうに考えていきたいというふうに思います。

大切なのは、人や自然とかかわりながら、自分と違った思いや考え、そういう多様性の中で合意形成をしていく、自分の考えを深めていく、そういう授業をしていくことだというふうに考えています。

機器の活用は、そういう場面で思考をまとめ、ほかの人と共有し、表現する、そういうために大事な働きをしていくというふうに考えるところであります。

また、そういう機器利用の多い授業が小学校低学年まで一気に進むということは余り予想していません。低学年の授業は、やはり人や自然などの直接的体験から学ぶことが大きいと考えるからであります。中・高学年になって、ほかの本や資料から情報を得たいというようになってきて必要感が出てくるというふうに思います。

教育の理想ということを問われましたけれども、目指すところは、学校教育で知・徳・体のバランスのとれた人間形成でありまして、やはり人は人によって育てられ、人によって人となっていくということが基本であるというふうに考えます。

学校においては、先生と子どもたちとの信頼に基づいた学習が教育であると考えまして、聞く、話し、読む、書くことの学びがすべての学びの基本にあり、情報機器は、これを助けるものであります。

11月に箕輪中学校でICTの研究授業がありまして、タブレットを使った授業を見せていただきましたけれども、この中でも生徒の表現力が向上したという話がありました。授業を参観しておりまして、確かに生徒たちの表現力、力強さを感じることがありました。これからの世界を生きていく児童、生徒たちが機器を利用して効果的に活用しながら教育を進めていくということができればというふうに考えております。

○4 番 (鈴木 絹子) 今、学校でのいじめとかクラス崩壊とか、いろいろな問題がある中で、何が大切にされなければいけないのか、人との関係性が結べない子が増えているとき、何が教育で必要なのか、今の答弁の中にあっただけですけども、中川村では、小学校では20年前後の1クラスで、生徒の総数が少ないので、先生の数も少なく、兼務があったりして、受け持ち仕事が多いわけです。

そこでですけども、子どもたちとの信頼関係を結ぶ努力というか、コツというか、どのようにされているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○教育長 やはり子どもたちとの直接的なかわり、そしてコミュニケーションが大事だというふうに思います。

小学生の場合は、直接、聞く、話すというよう活動が多いわけですけども、中学生になりますと、担任と直接かわる時間も一日の生活の中で限られてきますので、中学校では生活記録等を読む、書く、読むというような、そういう活動を通して意思の疎通を図っているところであります。

○4 番 (鈴木 絹子) 教育は人格の完成を目指すと教育基本法に書いてあります。

私は、あわせて完成を育み、人権を意識していくことが大切と考えます。

情報通信機器も便利なこと、有効なことは多いと思います。補完的に使われるということだったので、少し安心はしましたけれども、今まで自分の中では、想像の世界で情報機器が使われていく、その教育の現場の姿を思っていたんですけども、また、低学年ほど豊かな教育にそぐわないと思っていたんですけども、今の答弁の中で、低学年には、すぐにはいかないだろうということだったので安心しました。

あと、パナソニックの教育財団っていうのがありまして、ことし第42回実践研究助成で学校のICT活用を応援しますということで助成校を募集していることがわかりました。一つの学校に50万~70万の助成をするというようなことが書いてありましたけれども、活用が進めば機器類が売れるわけで、もうかります。こんなことも組み込まれていることの一つなのかなあと考えております。

来年から信州型コミュニティスクールを、何ていうかな、やっていきますという構想のお話は聞いていますけれども、豊かな学校生活を過ごせるように、中川村らしさ

を十分に発揮した子どもたちの健やかな育ちを保障できるものとしての情報通信技術を活用した方向性を持って進められることを期待して、この質問を終わります。

2 問目です。保育所の保育要望についてです。

3 点になりますけれども、長時間の保育体制、農繁期の休日保育、土曜日の希望保育の3点について質問します。

長時間帯の保育について、未満児と幼児と一緒に保育されていて危ないなあと思うことがあると保護者から聞いたことがあります。未満児が抱っこされていて、その周りを幼児が動き回っている、あるいは未満児がよちよち歩いていたり、はいはいしている中を幼児が動き回る、あるいは、その反対だとしても、安全に豊かに遊んでいるとは言えないと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○保健福祉課長

長時間保育の現状であります。みなかた保育園につきましては、通常、未満児の利用が余りないというような状況でありまして、以上児が2～3人の利用ということでありまして、みなかた保育園につきましては、とりあえず、そういった危険な状況は少ないのかなあというふうに思っておりますが、片桐保育園につきましては、多いときで未満児10名弱くらいになるときもありますし、以上児については10数名というふうになるときもあるというふうに把握しております。ただ、日によって利用が、かなりまちまちというか、人数が固定をしないという中で、恒常的な職員を、その分、確保しておくということが難しいので、片桐保育園につきましても、基本的には臨時の職員2名で見ているというような状況になっております。

ご指摘のように、本当にゼロ・1歳児の子どもと5歳児が同じ所にいるというのは危ないなあという場面があることは事実であります。未満児の利用が多い場合につきましては、常勤の職員が応援に入って、3歳以上児については、お遊戯室、あるいは外に連れ出すというような形で分離を図っているところであります。施設的に、片桐保育園の場合、長時間用の部屋がございまして、それとワンフロアでありまして、区切ってしまうと、それはそれで、また使いにくいという部分がございます。そういったことで、施設的に解消するというのは難しい部分もございまして、今後は、利用人数に応じて職員の数で対応していきたいというふうに思っております。

○4 番

(鈴木 絹子) 片桐保育園でワンフロアで行っているということなんですけれども、やはり、未満児が多いということは危険性が高いものと考えます。

幼児のクラス保育としての意義は、同年齢の子どもたちが遊びや生活を通して、保育者との信頼感をもとに自分と他者との違いを知り、認め合い、助け合い、競い合い、励まし合い、高め合っていくものと考えます。

未満児にとっては、自分を見守ってくれる特定の保育者との信頼感を持って安心して過ごすことができ、その中で友達存在を認めていくものです。そのために設置基準、入所基準等があって、安全や安心が保障されるわけです。

長時間帯については、先ほど言われましたけれども、職員体制や子どもの人数によって非常に差があると思います。夕刻保育については、未満児も幼児も、今、言われましたようにワンフロアということで、ある意味、ごちゃごちゃになっている保育形態

ともとれるわけです。保育園の一日の生活の終わりに近い時間帯で、気が緩んだり疲れていたりすれば、事故の心配もあると考えます。

厚生省の採点基準では、ゼロ歳児は子ども3人に保育者1人、1歳児は6人に1人、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人というものです。そのことから見ると、夕刻の未満児の数と保育者の数が、日によって変わるとは言われましたけれども、ぎりぎり、もしくは基準を超えているのではないのでしょうか。基準を越えない体制が求められると思いますが、その辺ではどうでしょうか。

○保健福祉課長

先ほども申し上げましたが、未満児の数が多い場合には、常勤の職員が応援に入るという体制になっております。

長時間帯につきましては、保育の内容が、ご質問にありましたとおり、固定した保育者との関係というものから少し離れて、長時間の専門のスタッフが対応するという体制にならざるを得ない状況であります。そういったことから、育てるという関係よりも、お預かりをしているというのが実情になってしまっておりますが、さりとて危険な状態でよいということには決してなりませんので、お話にありました基準が満たせるように常勤の職員が応援するというふうな体制でいきたいというふうに思います。

なお、今後、これ以上、長時間の体制がといいますか、利用者が増えていくようであれば、対応するスタッフの増員ということも考えなければならないかというふうに思っております。

○4 番

(鈴木 絹子) 子どもと大人、保育士の人数だけではなく、先ほど言われましたワンフロアでの保育っていうのも問題かと思うのですが、時間を区切って、できるだけ未満児が未満児だけで過ごせる、未満児のクラスで保育を長く続けることができないのでしょうか。

○保健福祉課長

ご意見につきましては、園のほうともよく相談をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○4 番

(鈴木 絹子) 職員会議の日や行事の日や特別の日もあるかと思いますが、今、言いましたように、基本的に環境も情緒も安定して過ごせるように、幼児と未満児を分けて保育することが望ましいと考えます。職員の方とよく相談していただいて、善処されますよう期待しております。

次は農繁期の休日保育の提案です。

中川村は、農業を基幹産業とする小さいけれど豊かな村だと常々誇りに思っているわけですが、農業の忙しい時期に休日保育をするように提案します。

昔は、小中学校で農繁期休業があつて、子どもたちが働き手となって一緒に農業を手伝っていたと聞きました。今でも休日には家族総出で稲刈りやはぎ干しをしている光景を見ることがあり、温かいものを感じます。家族でのそうした姿は、それはそれで全く否定するものではありませんが、特に果樹農家は、農繁期で来客の対応があつたり、休む間もないほどの収穫作業や出荷作業が続く中の休日に、猫の手も借りたくらいの農家の保育を保育行政として整備すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

- 保健福祉課長 保育園、農繁期の休日の一時保育ということでございますが、保育園を使ってということは、非常に保育士の確保が難しいということがございます。
- 村内に、そういったことに対応する意味もありまして、村内には一時保育をさせていただけるところがありますので、そういったところをご利用いただければなあというふうに思っております。村でも1時間当たり400円の利用補助もしているところでもありますので、そういったところの活用をお願いをしたいなというふうに思います。
- 4 番 (鈴木 絹子) 村内のそういうところというのは宅幼老所のことと理解していいでしょうか。
- 保健福祉課長 大きくは2つありますが、宅幼老所かつらさんにつきましては、そちらを使っただけの託児をされておられますし、基本的には、保護者か、もしくはその保育をされる方の自宅、あるいはその子どもさんの自宅において行うということが原則でありまして、かつらさんのほかには、森のこびとといった保育サークルと申しますか、そういった団体もありますので、そちらも選択肢になり得るものと思います。
- 4 番 (鈴木 絹子) そのことは、保育所、保育園のほうで保護者の方にきちんと周知されているものでしょうか。
- 保健福祉課長 保育所で一時保育のPRはしているというふうな認識をしておりますが、ご相談があれば、そのようにお答えをしているのかなあというふうに思っております。
- 4 番 (鈴木 絹子) 基本的に、保育所は日曜日休み、祝日休みということなので、どこに要望していいのかわかるか住民の方はわからない人が多いのではないのでしょうか。
- あと、宅幼老所かつらなんですけれども、実際には見に行ってもおられませんけれども、聞くところによると、昔、お子さんを預かっていたこともあったと、今は、体制としては難しいんじゃないかというようなことをお伺いしたんですけれども、要求があれば、いつでも受け入れられる態勢であるのでしょうか。
- 保健福祉課長 現時点のかつらの対応状況については、ちょっと承知はしてませんが、託児っていいですか、一時保育をできないのでお断りをするといったことは聞いておりません。また、実態として補助も出しておりますので、いつでも自由にというところまでの対応ができていくかということについては、把握はできておりませんが、やっばいいただいているというふうに思っております。
- 4 番 (鈴木 絹子) ぜひ、若い農家の方々に、そういう体制もあるということで、いつでも任せちゃおうという思いじゃなくて、本当に子どもを見てもらえない時間帯があって、大変な姿をお見かけしました。1人でも、そういう要望があるときには、行政としては応えていかなければいけないものと考えますので、ぜひ広い周知をされますようお願いいたします。
- 3つ目です。土曜日の希望保育についての要望です。
- 現在は、みなかたと片桐保育園、合わせて片桐保育園での合同保育ということで、みなかたの希望者は片桐での保育園生活となるわけです。土曜日だけ違う保育園ということですが、何が一番問題かという、日ごろの生活の場ではないということです。日常生活は、朝、おはようのあいさつから始まり、遊ぶ部屋もトイレも園庭も自分

の保育園ですが、土曜日はよその保育園になるわけです。ということは、借り物ということ、お客様になってしまうのです。何回も通えばなれるかもしれませんが、そこには自分の場所、自分の席は固定されません。仮の席なわけで、何とも居心地がよくないわけです。大人なら事情でこうなのよとせば理解できますが、小さな子にとっては、理解は難しいと考えます。ましてや選ぶこともできないわけですから、土曜日の保育希望者があれば、その保育園での保育体制をとるべきと考えます。経費がかかるとか職員体制が大変になるとかの内情も理解はできますが、その考え方に立つと福祉は成り立たなくなります。先ほども言いましたけれども、1人でも希望者があれば、保育が必要なわけですから、福祉行政の立場からそれぞれの園での実施をされることを提案します。

○保健福祉課長

理想としましては、ご質問のとおりかというふうに思いますが、現在の土曜の保育を利用されていらっしゃるの1人ないし2人でありまして、そのうちの1人は午前中のみというふうな状況であります。1人でもということではありますが、希望があれば1人でも保育はさせていただいております。また、1人の利用であっても、施設管理の面も含めまして、必ず職員は2名以上の体制で臨むというふうにしておりますので、長時間帯、あるいは、その先ほどの一時保育の件もそうですが、休日につきましては、非常に職員の確保が難しい現状がございます。そういったことでありますので、現状でご理解をいただきたいというふうに思っております。

○4 番

(鈴木 絹子) 土曜日の保育が午後2時までということも聞いておりまして、若いお母さんの働き方もいろいろ多様になっております。土曜日が2時で終わるということは、それ以上に働いていけば預けられないことになるかと思うんですけども、あと、中川はおじいちゃんおばあちゃんに見てもらえるからということを使う方も大勢いるとお見受けしますけれども、実際に小さい子どもをずっと見ているということはとても大変なことで、お互いに、子どもにとっても、おじいちゃんおばあちゃんにとっても、保育園のあり方っていうのは考える余地があるかなと私は思います。

以上、3点について、以下の点から再度、実施に結びつくように強く提案したいと思っております。

厚生労働省告示 141 号 児童福祉施設最低基準の規定に基づく保育所保育指針より第1章 総則、2項 保育所の役割から4点、読み上げます。

1 保育所は児童福祉法第 39 条の規定に基づき保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場でなければならない。

2 保育所は、その目的を達成するため、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して擁護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

3 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子

育て家庭に対する支援等を行う役割も担うものである。

4 保育所における保育士は、児童福祉法の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるよう、倫理観に裏づけられた専門知識、技術及び判断を持って子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導も行うものである。

こう書いてあります。

要するに、児童福祉法にのっとり入所する子どもの最善の利益を考えて、最もふさわしい生活の場としての保育園で専門的な知識と技術、判断を持った保育士に保育されることが望ましいということです。

以上で質問を終わります。

○議長

これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前11時47分 散会]